全教神戸市教職員組合との交渉議事録

１．日 時：2026 年 11 月 17 日（火）17：00～17：20
２．場 所：学びの推進課会議室
３．出 席 者：（ 市 ）教職員給与課長、労務制度係長、他１名
（組合）執行委員長１名、副執行委員長１名、書記長１名、組合員１名
４．議 題：住居手当の見直し・給与改定・災害待機手当の改正について（案）
５．発言内容：

（市）　皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、３点について、ご提案させていただきたいと考えております。１点目は、住居手当の見直しについて、２点目は、給与改定について、３点目は、災害待機手当の改正についてでございます。それでは、まずお配りしております「住居手当の見直しについて（案）」をご覧ください。

「１．内容」でございますが、人材確保及び市内居住促進の観点から、市内居住の借家・借間について、新たに年齢区分を設けたうえで 35 歳未満の区分に係る支給額を、市外居住の借家・借間についてはその支給額を、それぞれ段階的に見直すこととします。具体的な支給額につきましては、表に記載のとおりでございます。

「２．実施時期」でございますが、2027 年４月１日といたします。住居手当の見直しについては以上でございます。

つづきまして、給与改定についてでございます。

お配りしております「2026 年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「１．給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うこととといたします。具体的に、行政職給料表において、いずれの学歴においても、初任給を 9,500 円の引上げとし、中堅層以上に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定を踏まえ、近年の改定を大幅に上回る引上げ改定を行いたいと考えております。他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

次に、「２．宿日直手当」でございますが、宿日直手当につきましては、国に

準じた改定を行うこととし、勤務１回に係る支給額について 300 円の引上げ改定を行いたいと考えております。

最後に、「３．実施時期」でございますが、実施時期につきましては、2026 年４月１日といたします。なお、これには会計年度任用職員のうち 2026 年 12 月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は 2026 年 12 月１日からの適用といたします。

差額支給および年末調整につきましては、12 月 18 日（金）の予定で作業を進めております。

つづきまして、期末・勤勉手当についてでございます。

お配りしております「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。

一般の職員及び会計年度任用職員の期末手当を 0.025 月引き上げ、今年度より「2.525 月」から「2.55 月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.125 月」から「2.15 月」、期末・勤勉手当を合わせた年間支給月数を「4.65 月」から「4.70 月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を 0.025 月引き上げ、今年度より「1.425 月」から「1.45 月」とするとともに、勤勉手当を 0.025 月引き上げ、今年度より「1.025 月」から「1.05 月」、期末・勤勉手当を合わせた年間支給月数を「2.45 月」から「2.50 月」といたします。

なお、2027 年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員及び会計年度任用職員につきましては夏期・年末とも 2.35 月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも 1.25 月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員及び会計年度任用職員については 2.375 月分を、再任用職員については 1.275 月分を、12 月 10 日に一括支給いたします。

次に、年末手当の支給細目について、「勤勉手当の支給基準」をご覧ください。基準については、従前から変更はありません。給与改定については以上でございます。

つづきまして、災害待機手当の見直しについて、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害待機手当の改正について（案）」をご覧ください。

「１．概要」でございますが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「２．内容」でございますが、改正後の金額といたしましては、１時間～３時間の区分については 3,100 円、３時間～５時間の区分については 4,750 円、

５時間～７時間の区分については 6,450 円、７時間以上の区分については 7,250 円といたします。

「３．実施時期」については、2027 年１月１日といたします。

私どもからは以上でございます。

（組合）　住居手当で市外の人が低くなってしまうのは、大変だと思います。市内を手厚くという意味での見直しだと思いますが、既に市外の賃貸に住んでいる人が住み替えをするのはなかなか大変なことかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

（市）　そのあたりも総合的に勘案して、限られた財源を、傾斜をつけて配分していることでご理解いただければと思います。また人材を確保するということを含めて、この内容になっているとご理解いただければと思います。

（組合）　給与改定についてです。改定後の給料表について、教育職給料表（2）の各級はどんな方々に適用されるか。また教育職給料表（2）（3）（5）はそれぞれ何が異なるか。

（市）　教育職給料表(2)の１級が講師、２級が教諭、３級が主幹教諭になります。また、教育職給料表(2)が高等学校、教育職給料表(3)が幼稚園、教育職給料表(5)が小・中・特支になります。

（組合）　この給料改定は勧告通りですか。市の勧告では１人あたり１万５千円という値段的なものが出ていたように思いますが。

（市）　市の勧告を基準にして改定しています。これまでは、若年層の金額が上がっていましたが、今回は高齢層・中堅層以降を含めて上がっています。１万５千円程度というのは平均値です。

（組合）　他都市や兵庫県と比べると、勧告通りの内容になっていて、よいと思います。勧告をそのまま反映している神戸市はよくしてくれていると感じました。

（市）　国の勧告の後に、神戸市は市内の賃金格差をみたうえで、神戸市人事委員会から勧告が出る流れとなっており、一概に他都市と改定率の大小を比較できるものではないかもしれませんが、勧告については、全市の所管である行財政局としても真摯に受け止め対応しているという認識です。

（組合）　災害待機手当については、新しく警戒指令が設定されたと思うが、それも手当の対象ということでよいでしょうか。

（市）　職務命令で待機した場合は、対象となります。